厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表
令和５年４月27日

担当
滋賀労働局労働基準部
健康安全課長　堀　貴志
産業安全専門官　小山哲平
電話：077－522－6650
077－526－5538（夜間）

令和４年の滋賀県の労働災害発生状況を公表

～死亡災害、死傷災害ともに増加～

滋賀労働局（局長 小島（こじま） 裕（ゆたか））は、このほど、令和４年に滋賀県内の事業場で発生した労働災害の発生状況を取りまとめました。

≪ ポイント ≫

1　令和４年（１～12月）の労働災害による死亡者数は11人となり、前年比で４人の増加となった。

2　また、令和４年（１～12 月）の休業４日以上の死傷者数は 3,175 人となり、前年比で 1,510 人（90.7%）増加した。
なお、令和４年（１～12 月）は令和３年よりも新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ関連」という。）の影響を大きく受け、休業４日以上の死傷者数3,175人のうち1,672人（52.7%）がコロナ関連であるとして、事業場より報告されている。特に影響が大きかったのは、保健衛生業の1,702人（社会福祉施設：900人、医療保険業：799人、その他の保健衛生業：３人）であり、このうち同業のコロナ関連は1,546人（社会福祉施設：780人、医療保険業：765人、その他の保健衛生業：1人）であった。

3　令和４年（１～12月）におけるコロナ関連による労働災害を除く休業４日以上の死傷者数は1,503人となり、３年連続して増加している。

4　令和４年（１～12月）における休業４日以上の死傷災害の「事故の型」別による被災状況については、「転倒」が13.4%【28.4%】、「動作の反動・無理な動作」が7.1%【15.0%】、「墜落・転落」が6.6%【14.0%】、「はさまれ・巻き込まれ」が5.8%【12.2%】を占めている（※）。
※　【　】内の数字は、コロナ関連を除く割合

5　滋賀労働局では、平成30年度から令和４年度までの５年間を計画期間とする「第13次労働災害防止推進計画」を推進し、令和４年までに死亡労働災害ゼロ、死傷災害を平成29年比で５%以上マイナス（1,275人）とすることを目標としていたが、達成には至らなかった。

6　滋賀労働局では、令和５年度を初年度とする「第14次労働災害防止推進計画」の展開を開始しており、死亡災害を含む労働災害を防止するため、各種対策を推進していく。

～滋賀労働局からのコメント～

令和４年の死亡者数は前年比で４人増加、死傷災害は前年比で1,510人増加となりました。仕事中に11名の尊い命を落とされたこと並びに死傷災害が大幅に増加していることを重く受け止めております。

令和５年度、滋賀労働局及び労働基準監督署では、同年度を初年度とする「第14次労働災害防止推進計画」に基づく労働災害防止対策を重点的に取り組むことにより、労働災害の件数減少を目指してまいります。

≪ 解説 ≫ ※１～６の番号は上記ポイントの番号に対応

１　死亡災害の推移（資料１『滋賀県労働災害の現状』Ｐ１、６参照）

統計が残る昭和26年以降､労働災害による死亡者数は増減を繰り返しながら長期的には減少している。前年の令和３年は７人と、過去最少となったが、令和４年は４人増の11人となった。

業種別では製造業が３人、建設業、運輸交通業、商業及びその他の業種でそれぞれ２人の方が亡くなられた。

また年代別では、50歳代以上の労働者が７人と高い割合を占める一方で、10歳代、20歳代の若年労働者も３人が亡くなられている。

２　休業４日以上の死傷災害の業種別内訳

休業４日以上の死傷者数の業種別内訳では、第３次産業（商業、社会福祉施設、医療保険業、接客娯楽業、清掃業等の非工業的業種）が2,261人(前年比+1,564人、+224.4%)と最も多く、次いで製造業が438人（同-78人、-15.1%)、建設業で172人(同＋４人、+2.4%)であった（資料１のＰ２、３、12参照)。

３　コロナ関連を除く休業４日以上の死傷災害の発生状況

令和２年：1407件、令和３年：1439件、令和４年：1503件となり、増加傾向となっている（資料１のＰ２参照)。

４　休業４日以上の死傷災害の発生原因

全産業における死傷災害の発生原因は、1,672人のコロナ関連が含まれている『その他』の原因による災害が最も多く、次いで『転倒』による災害が427人（前年比+82人、+23.8%）となっている。『転倒』災害の死傷災害全体における割合は13.4%と前年（20.7%）よりも相対的に低下しているが、コロナ関連を除いた死傷災害における割合は 28.4%となり従来型の労働災害では引き続き高い割合を占めていることが伺える（資料１のＰ４、13参照)。

コロナ関連以外では、『転倒』に次いで、『動作の反動・無理な動作』(主に腰痛)による災害が225人(同-８人、-3.4%)、『墜落・転落』が209人(同-14人、-6.3%)、『はさまれ・巻き込まれ』が184人(同-21人、-10.2%)となった(資料１Ｐ４)。このうち『はさまれ・巻き込まれ』は、111人（60.3%）が製造業で発生しており、『墜落・転落』は53人（25.4%）が建設業で発生している。

５　「第13次労働災害防止推進計画」の実施結果

労働災害を減少させるために国が重点事項を定めた『第13次労働災害防止推進計画』（資料２参照）の死傷災害の目標は、計画最終年度である令和４年までに、年間の死傷者数を全産業で1,275人以下（第12次労働災害防止推進計画の最終年度である平成29年から５%以上減少）としていたところであるが、令和４年の死傷者数は、3,175人と同計画の目標を大幅に超える状況となった。

また、コロナ関連の労働災害（1,672人）を除いても1,503人と目標となる数値の達成に至っていない。

６　「第14次労働災害防止推進計画」の概要

滋賀労働局においては、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、令和５年度を初年度とする５か年を計画期間に定めて『第14次労働災害防止推進計画』（資料３参照）を策定している。その中で計画の目標として、アウトプット指標というものを定め、それら指標の達成を目指すことにより、

- ○製造業における『はさまれ・巻き込まれ』の死傷者数を2022年と比較して2027年までに５%以上減少させる
- ○建設業における死亡者数を2027年までにゼロとする
- ○増加が見込まれる転倒災害を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける

などの結果を期待するというものである。

資料1

滋賀県の
労働災害の現状

（令和５年４月）

滋賀労働局・労働基準監督署

令和４年のトピックス

❶　死亡災害は前年から４人増

❷　墜落・転落による死亡災害が増加

❸　50 歳以上の高年齢労働者の死亡災害が多い

❹　死傷災害は前年より大幅に増加し、第三次産業が大幅に増加

❺　第三次産業の死傷災害件数が最も多い

❻　昨年より中小規模事業場における死傷災害の割合が低下

❼　新型コロナウイルス感染症関係による死傷災害が最も多い

1　死亡災害は前年から４人増

令和４年の労働災害による死亡者数は 11 人と、令和３年から４人増加した。

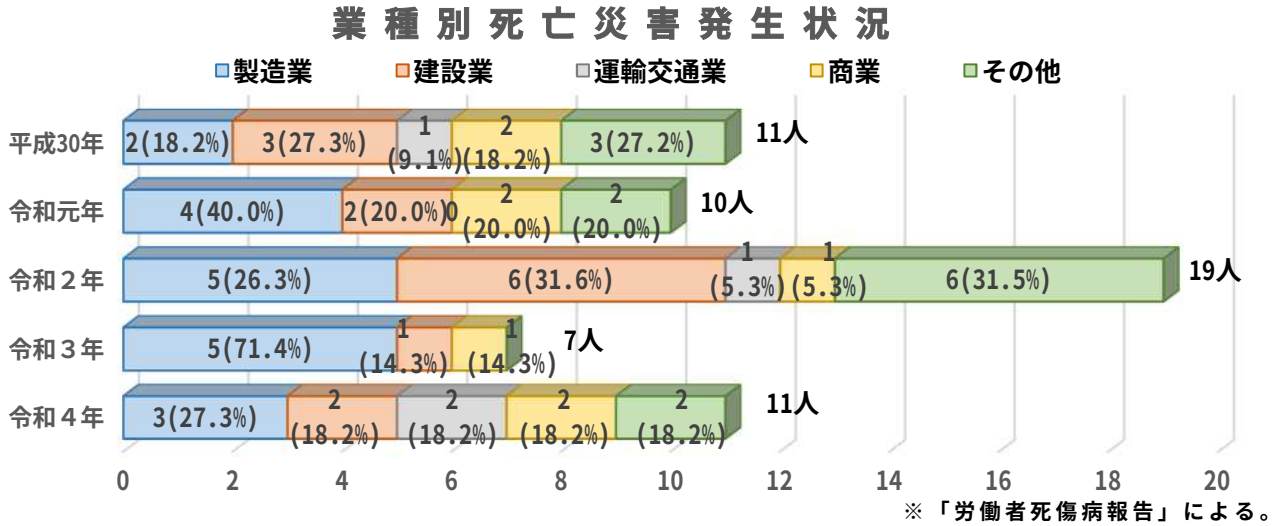

※「労働者死傷病報告」による。

2　墜落・転落による死亡災害が増加

令和４年の死亡災害 11 人の事故の型は、「墜落・転落」が３人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」が２人、「飛来・落下」「激突され」「おぼれ」及び「その他」が１人だった。

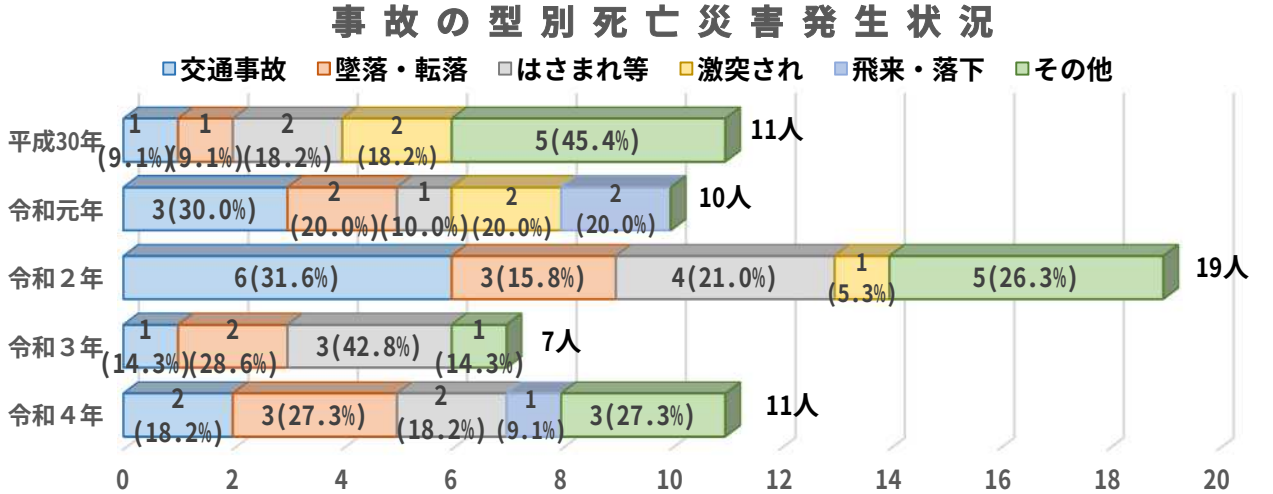

※「労働者死傷病報告」による。

3　50 歳以上の高年齢労働者の死亡災害が多い

令和４年の死亡災害の被災者を年齢別に見ると、10 歳代が１人、20 歳代が２人、40 歳代が１人、50 歳代が５人、60 歳代が２人だった。

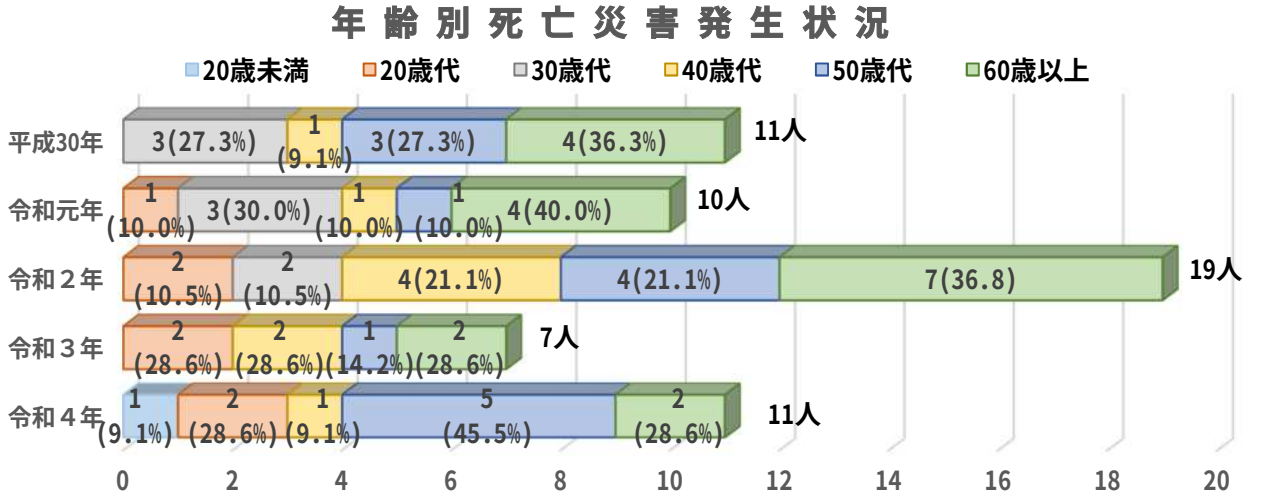

※「労働者死傷病報告」による。

4　死傷災害は前年より大幅に増加し、第三次産業も大幅に増加

滋賀県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、令和元年に減少したものの、その後３年連続して増加しており、令和４年は全産業で 3,175 人と、前年に比べ 1,510（+90.7%）の大幅な増加となった。

業種ごとの内訳では、製造業が 438 人（前年比-15.1%）、建設業が 172 人（前年比+2.4%）、運輸交通業が 153 人（前年比-2.5%）、第三次産業が 2,261 人（+224.4%）と大幅な増加となっている。

休業４日以上の死傷者数の推移

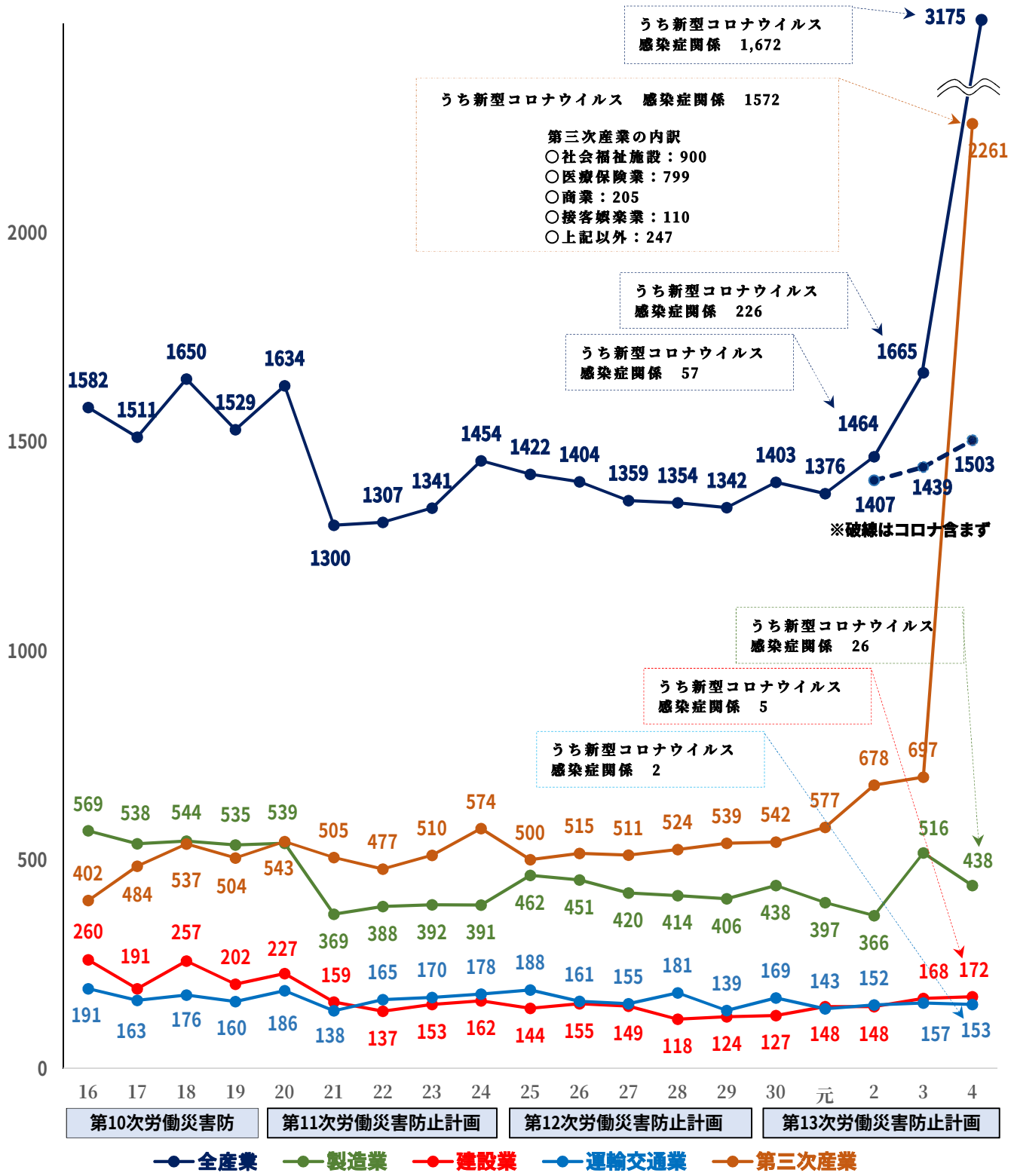

※「労働者死傷病報告」（死亡及び休業４日以上）による。

5　第三次産業の死傷災害件数が最も多い

休業４日以上の死傷者数は、第三次産業の占める割合が 71.2%と最も多く、次いで製造業（13.8%）、建設業（5.4%）、運輸交通業（4.8%）の順になっている。

第三次産業の内訳を見ると、2,261 人中、社会福祉施設（900 人）、医療保険業（799 人）、商業（205 人）、接客娯楽業（110 人）、清掃業（65 人）の順で多い。

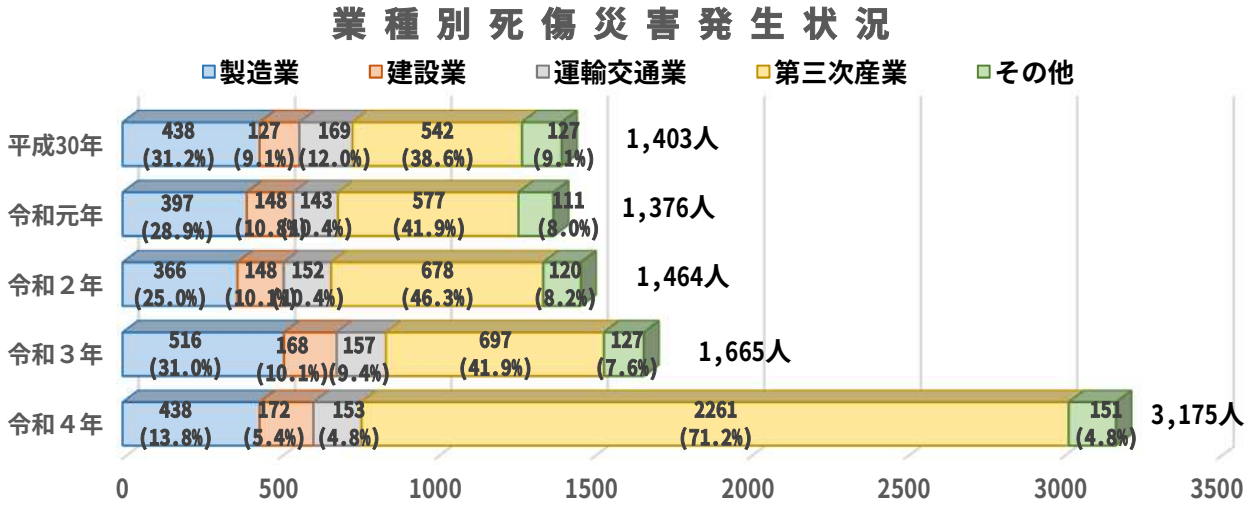

※「労働者死傷病報告」（死亡及び休業４日以上）による。

6　昨年より中小規模事業場における死傷災害の割合が低下

令和４年の休業４日以上の死傷災害を事業場規模別で見ると、労働者数 50 人未満の規模の事業場で全体の 44.7%（1,418 人）を占めるものの昨年（57.2%）より割合は低下。

規模別の年千人率は、労働者数 50 人以上の規模の事業場で事業場全体の年千率よりも高い結果となった。

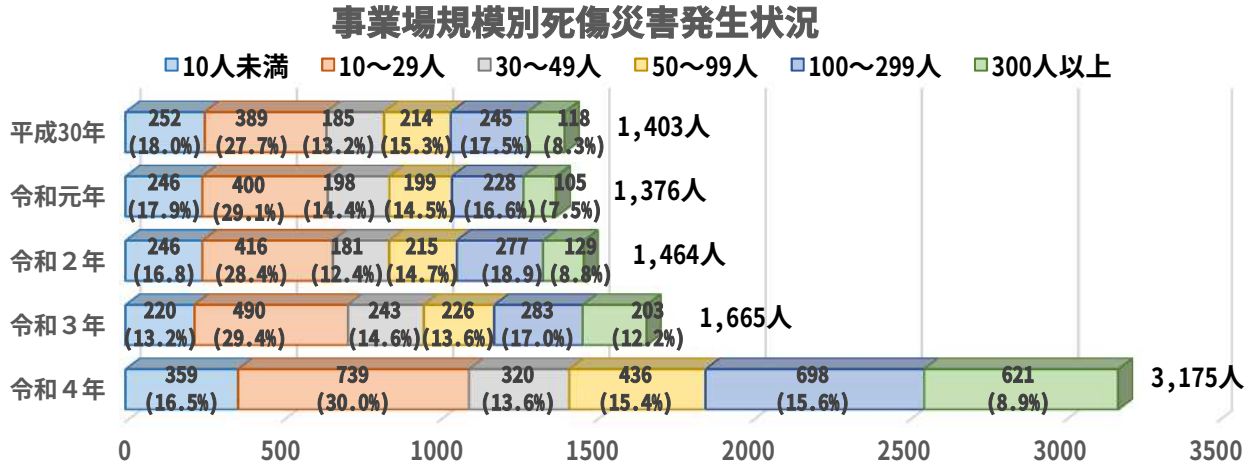

※「労働者死傷病報告」（死亡及び休業４日以上）による。

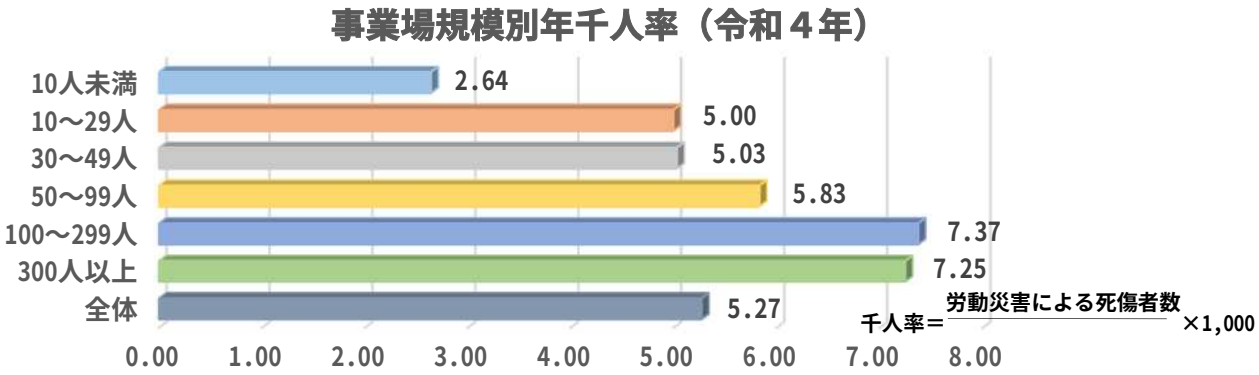

$$千人率＝\frac{労動災害による死傷者数}{}\times 1,000$$

※死傷者数は「労働者死傷病報告」（死亡及び休業４日以上）による。

※「令和２年度滋賀県統計書」（滋賀県／「国勢調査報告」総務省統計局）

7　新型コロナウイルス感染症関係による死傷災害が最も多い

令和４年の死傷災害を事故の型別で見ると、1,672 人の新型コロナウイルス感染症関係が含まれている「その他」が最も多く、これ以外では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっている。

また、起因物別で見ると、同様に 1,672 人の新型コロナウイルス感染症関係が含まれている「その他」が最も多く、これ以外では、「仮設物・建築物・構築物等」、「環境等」、「用具」、「動力運搬機」の順となっている。

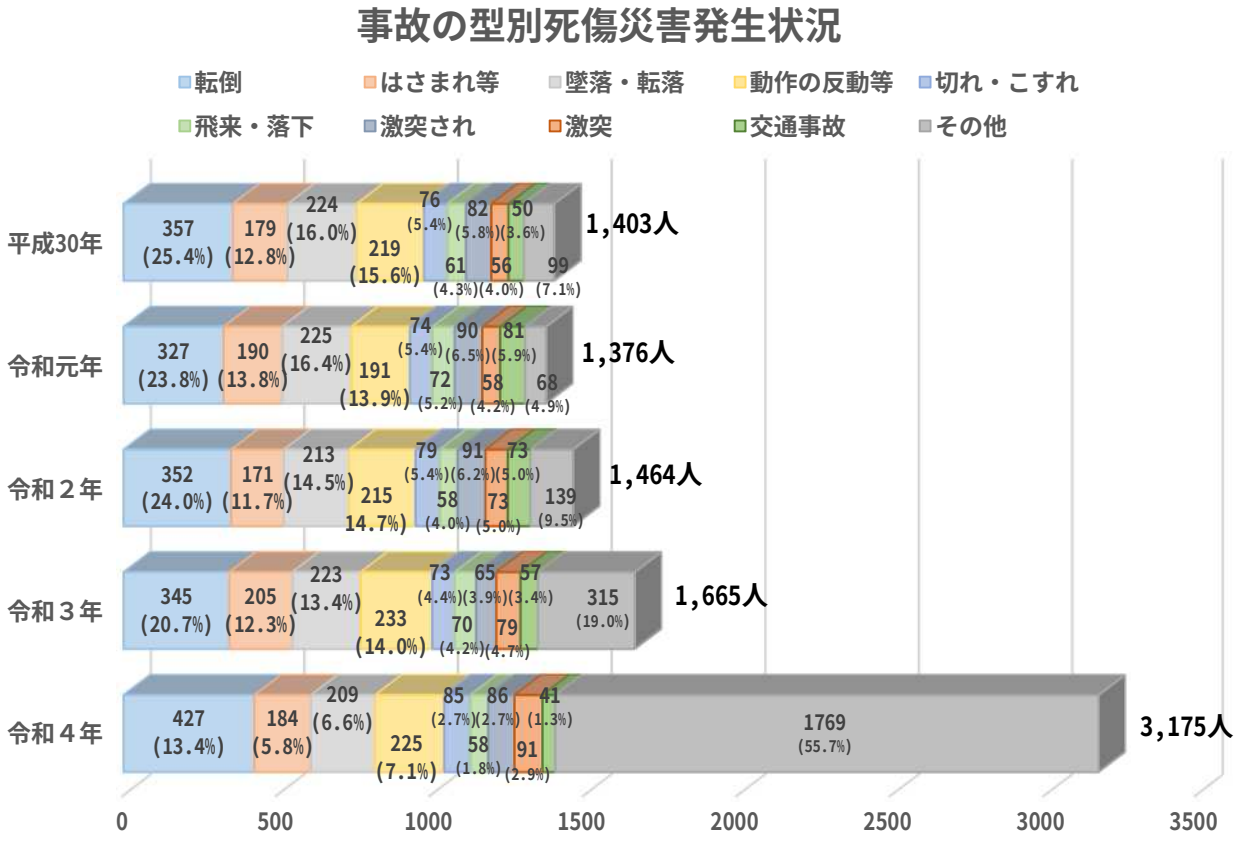

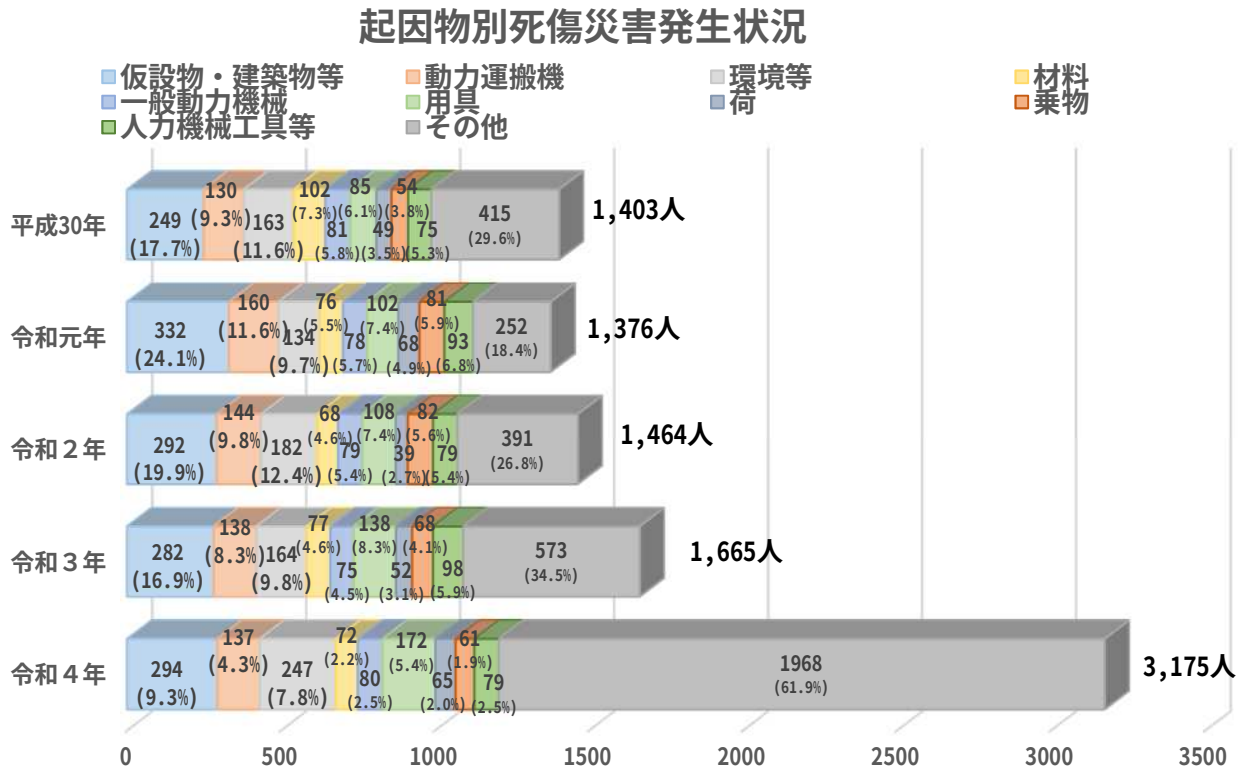

統　計　資　料

1　死亡災害の推移 …… 6

2　死亡災害の概要（令和４年） …… 7

3　労働災害発生状況の推移 …… 8

4　年別・業種別労働災害発生状況（過去１０年） …… 9

5　業種別・事故の型別　年千人率（滋賀県　令和４年・令和３年） …… 10

6　業種別・事業場規模別労働災害発生状況（令和４年） …… 11

7　業種別・署別労働災害発生状況（令和４年） …… 12

8　業種別・起因物別労働災害発生状況（令和４年） …… 13

9　業種別・起因物別労働災害発生状況（令和４年） …… 14

1　死亡災害の推移

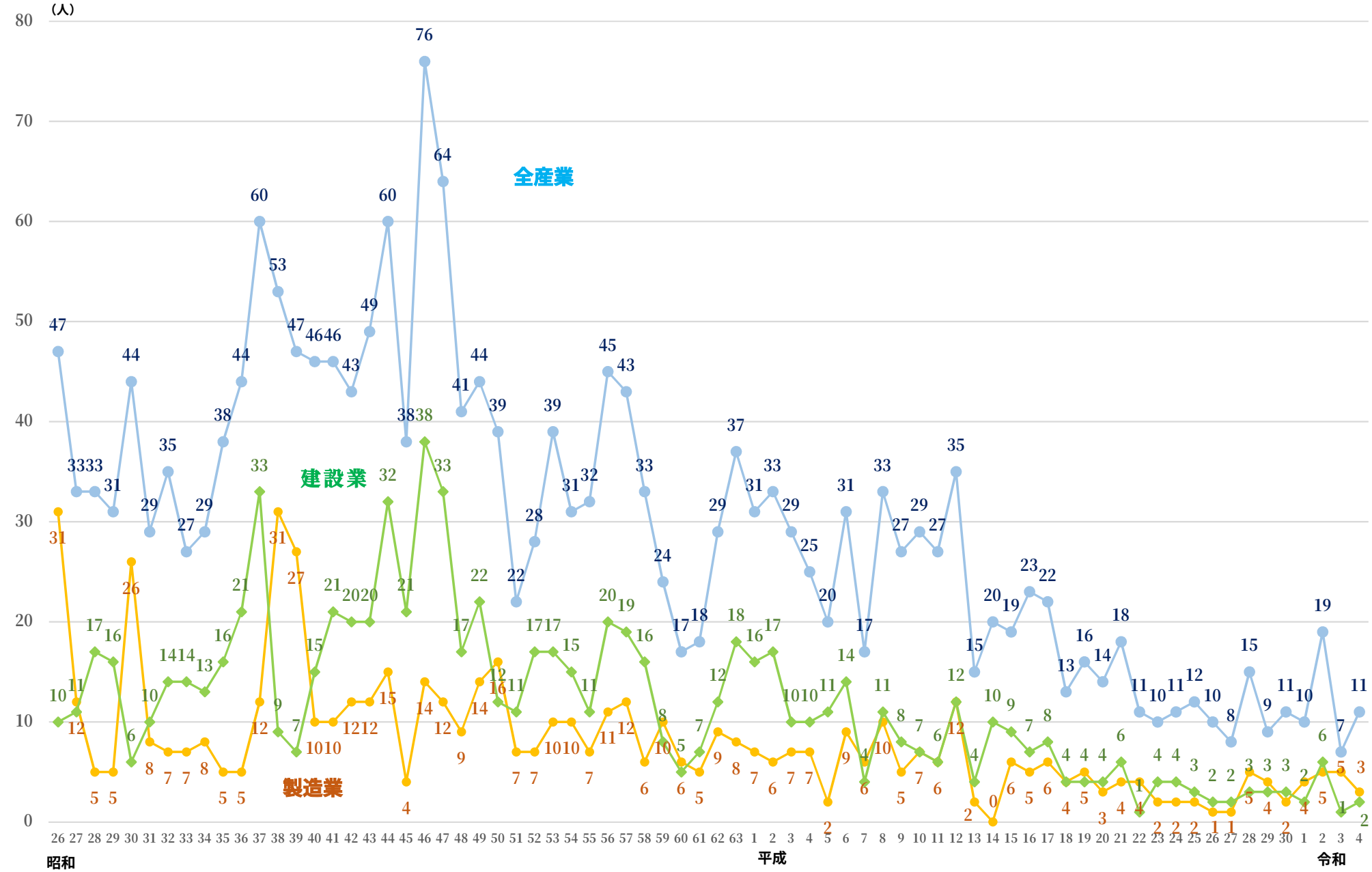

2　死亡災害の概要（令和４年全件）

番号	業　種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発　生　概　要
1	貨物自動車運送業 (14 名)	2 月 5 時頃	墜落･転落	運転者 50 歳代	貨物自動車を運転し、高速道路を走行中、前方を走行する車両に追突するのを防ぐため急ブレーキを掛け、ハンドルを右に切ったところ、運転していた貨物自動車が横転した。貨物自動車から救出された運転者は、緊急電話を使用するため路肩を歩いていたところ、路肩の側壁を乗り越え、約 12 メートル下の地面に墜落したもの。
2	その他の卸売業 (10 名)	3 月 11 時頃	激突され	作業者 50 歳代	作業者が場内を歩行していたところ、梱包した段ボールに向かって走行していたフォークリフトが、歩行者に接触し、作業者がフォークリフトの下敷きとなったもの。
3	可塑物製品製造業 (89 名)	4 月 9 時頃	おぼれ	作業者 60 歳代	工場敷地内の浄化槽の水面に浮かでいる被災者を同僚労働者が発見、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。浄化槽は複数の槽から構成されており、被災者が槽上に架設された通路上から槽内の異常を確認していたところ、何らかの理由により誤って槽内に転落したものと推定される。
4	産業廃棄物処理業 (22 名)	6 月 15 時頃	墜落･転落	運転者 50 歳代	散水車を運転し、事業場敷地内の解体部材の捨場に散水後、幅員 7 メートルの斜路を後進しながら下っていたところ、後輪が路肩に乗り上げ、高さ約 4 メートルの法面下に転落、運転席窓から投げ出された上半身が地面と車体の間にはさまれたもの。
5	橋梁建設工事業 (8 名)	7 月 13 時頃	飛来･落下	作業者 10 歳代	橋脚深礎工事において、地上から深さ約 10 メートルの深礎底部で落下した結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に結束線により仮止めしていたフープ筋（重量 480ｋｇ）25 組が頭上に落下し、窒息死したもの。
6	警備業 (41 名)	7 月 13 時頃	その他	警備員 60 歳代	屋外工事現場で工事車両の誘導業務に従事し、午前の業務を終え、現場に止めていた自家用車にて休憩していたところ、自家用車の脇に横たわった状態で発見された。医療機関へ救急搬送されたが、6 日後、熱中症に起因する肺炎を発症し、死亡したもの。
7	貨物自動車運送業 (60 名)	8 月 3 時頃	交通事故 (道路)	運転者 50 歳代	高速道路を 10tトラックで走行中、左カーブで路肩付近に駐車していたトラックに追突し、死亡したもの。
8	パルプ･紙製造業 (128 名)	9 月 2 時頃	はさまれ 巻き込まれ	作業者 20 代	工場倉庫内で天井クレーンによりロール紙を積み上げる作業を行っていたところ、直前に積み上げたロール紙に歯止めを設置していなかったために積み上げたロール紙が崩壊し、荷役していたロール紙を押し込んだため、ロール紙と背後の鉄柵との間にはさまれた。被災者は、その状態から逃れようと、荷役していたロール紙を巻き上げたところ、当該ロール紙の重量が被災者を圧迫し、死亡したもの。
9	塗料製造業 (81 名)	9 月 13 時頃	はさまれ 巻き込まれ	作業者 20 代	塗料製造の仕込み作業中、撹拌機に袋内に入っていた顔料（1 袋 10 kg）を手作業で投入していたところ、当該撹拌機内で逆さの状態で発見されたもの。被災者の左肩部から先が切断されており、投入時に撹拌機の可動部分に左手が巻き込まれ、撹拌機内に転落したものと推定される。
10	新聞販売業 (30 名)	11 月 5 時頃	交通事故 (道路)	配達員 40 代	バイクで朝刊の配達業務に従事していたところ、信号機のない交差点を右折しようとしたところ、右前方角にあった民家と道路の間にあった水路にバイクごと突っ込み、溺死したものと推定される。
11	その他の建築工事業 (1 名)	12 月 13 時頃	墜落･転落	作業者 50 代	鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約 11m下方のコンクリート上に墜落、意識不明の状態で病院に搬送され、令和5年1月に死亡したもの。 現場に手すりや親綱等は設置されておらず、屋根上での作業中に屋根端部から墜落したものと推定される。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しているため、今後において加筆･修正を行う場合があります。

3　労働災害発生状況の推移

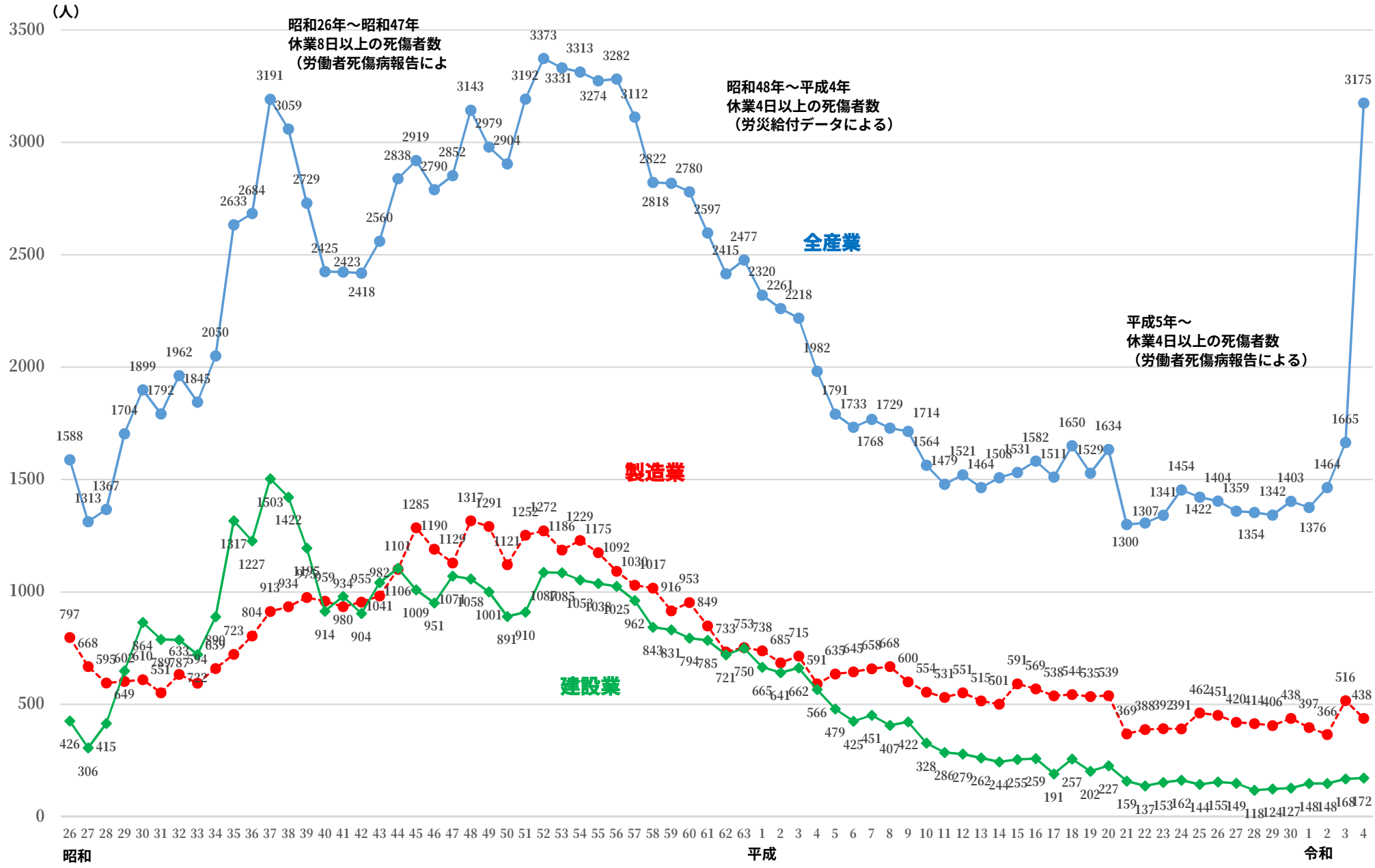

4 年別・業種別労働災害発生状況（過去10年）

業種 ＼ 年別		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
製造業	食料品製造業	81	75	77	(1) 87	(1) 76	75	67	67	72	82
	繊維工業	15	15	15	7	17	22	17	(1) 10	25	19
	衣服・その他の繊維製品製造業	12	8	7	5	2	2	3	5	2	6
	木材・木製品製造業	14	16	13	9	7	(1) 15	(1) 19	(1) 13	19	13
	家具・装備品製造業	3	7	6	5	2	1	3	3	6	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業	(1) 13	17	11	10	9	11	12	14	15	(1) 19
	印刷・製本業	6	7	(1) 14	10	9	17	3	11	(1) 6	6
	化学工業	67	64	41	57	(1) 68	55	(1) 66	56	(1) 51	(2) 53
	窯業土石製品製造業	42	33	36	(1) 27	(1) 35	26	37	(1) 26	(1) 22	22
	鉄鋼業	11	7	9	13	10	4	8	3	8	1
	非鉄金属製造業	6	7	5	10	6	9	7	3	6	7
	金属製品製造業	(1) 76	77	58	(1) 60	(1) 72	64	(1) 60	(1) 41	66	60
	一般機械器具製造業	38	30	38	38	31	(1) 45	(1) 29	(1) 37	(1) 84	46
	電気機械器具製造業	33	39	30	(1) 41	28	38	30	25	40	44
	輸送用機械器具製造業	25	21	29	(1) 21	20	23	18	23	60	34
	電気・ガス・水道業	1			1			2	1	2	1
	その他製造業	19	(1) 28	31	13	14	31	16	28	(1) 32	19
	［ 製造業計 ］	(2) 462	(1) 451	(1) 420	(5) 414	(4) 406	(2) 438	(4) 397	(5) 366	(5) 516	(3) 438
鉱業		3		2	3	1	1	1	2	1	2
建設業	土木工事業	(1) 25	(1) 31	30	23	21	(1) 25	(1) 29	(1) 28	(1) 42	(1) 38
	建築工事業	(1) 79	(1) 94	(2) 87	(3) 62	(1) 65	58	66	(1) 88	68	(1) 84
	(内 木造家屋建築工事業)	29	(1) 37	(1) 25	29	18	20	20	(1) 20	20	27
	その他の建設業	(1) 40	30	32	33	(2) 38	(2) 44	(1) 53	(1) 32	58	50
	［ 建設業計 ］	(3) 144	(2) 155	(2) 149	(3) 118	(3) 124	(3) 127	(2) 148	(3) 148	(1) 168	(2) 172
運輸交通業	道路旅客運送業・その他	22	14	16	19	14	(1) 14	16	16	19	14
	道路貨物運送業	166	(1) 147	(2) 139	(1) 162	125	155	127	(1) 136	138	(2) 139
	［ 運輸交通業計 ］	188	(1) 161	(2) 155	(1) 181	139	(1) 169	143	(1) 152	157	(2) 153
貨物取扱業		9	3	1	8	4	9	6	2	10	10
農業		10	(1) 9	8	10	9	7	(1) 8	(1) 15	8	15
林業		17	(2) 14	10	4	11	15	(1) 5	3	8	5
水産・畜産業		(1) 89	96	(1) 103	(1) 92	(1) 109	95	91	98	100	119
その他の事業		(6) 500	(3) 515	(2) 511	(6) 524	(1) 539	(5) 542	(2) 577	(6) 678	(1) 697	(4) 2261
(内 医療保健業)		31	18	24	27	22	34	22	53	62	799
(内 社会福祉施設)		90	96	75	90	75	87	100	163	146	900
(内 清掃・と畜業)		46	(1) 56	57	(2) 51	53	59	60	50	55	(1) 65
(内 商業)		(1) 170	(2) 147	(1) 176	(3) 187	(1) 199	(2) 195	(2) 200	(1) 204	(1) 202	(2) 205
(内 接客娯楽業)		(1) 87	116	(1) 90	(1) 99	100	(1) 82	91	(1) 103	89	110
*** 合計 ***		(12) 1,422	(10) 1,404	(8) 1,359	(16) 1,354	(9) 1,342	(11) 1,403	(10) 1,376	(16) 1,464	(7) 1,665	(11) 3,175

（ ）内は死亡者数を内数で表示

5　業種別・事故の型別　年千人率　（滋賀県　令和４年・令和３年）

業　種		全災害（年千人率）		（参考）（全国）（年千人率）	転倒（年千人率）		墜落・転落（年千人率）		動作の反動・無理な動作（年千人率）		はさまれ・巻き込まれ（年千人率）		労働者数
		R4	R3	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	
製造業	食料品製造業	8.20	7.20	6.5	3.00	2.30	0.30	0.90	1.00	0.40	1.90	1.80	9,995
	繊維工業	4.31	5.67	1.9	0.00	0.00	0.45	0.23	0.00	0.45	1.81	1.81	4,409
	衣服・その他の繊維製品製造業	1.64	0.55	-	0.27	0.00	0.27	0.27	0.00	0.00	0.55	0.27	3,660
	木材・木製品製造業	10.59	15.48	12.5	0.00	3.26	0.00	1.63	0.00	1.63	3.26	2.44	1,227
	家具・装備品製造業	3.15	3.15	3.6	0.53	0.53	0.00	0.53	0.00	0.53	1.05	1.05	1,903
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6.35	5.01	3.6	1.34	0.67	0.67	0.33	2.34	0.67	2.00	1.67	2,994
	印刷・製本業	1.82	1.82	1.5	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.91	0.61	3,305
	化学工業	2.00	1.92	1.7	0.60	0.26	0.23	0.19	0.19	0.26	0.45	0.90	26,526
	窯業土石製品製造業	2.67	2.67	4.7	0.61	0.61	0.48	0.48	0.36	0.24	0.61	0.73	8,248
	鉄鋼業	0.61	4.88	3.1	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.44	1,638
	非鉄金属製造業	2.89	2.48	2.2	0.41	0.00	0.00	0.41	0.83	0.00	1.24	0.41	2,424
	金属製品製造業	5.93	6.52	5.2	0.79	0.59	0.30	0.49	0.30	0.69	1.88	1.68	10,125
	一般機械器具製造業	1.84	3.37	1.4	0.20	0.44	0.04	0.04	0.44	0.32	0.56	0.48	24,939
	電気機械器具製造業	1.21	1.10	0.9	0.44	0.36	0.00	0.05	0.25	0.11	0.19	0.14	36,495
	輸送用機械器具製造業	2.50	4.41	1.6	0.59	0.44	0.00	0.07	0.29	0.37	0.37	0.59	13,591
	電気・ガス・水道業	2.16	4.33	0.8	0.00	0.00	2.16	2.16	0.00	2.16	0.00	0.00	462
	その他製造業	1.83	3.08	-	0.58	0.39	0.19	0.39	0.19	0.67	0.19	0.58	10,382
	[　製造業計　]	2.70	3.18	2.9	0.63	0.51	0.15	0.24	0.34	0.32	0.68	0.75	162,323
鉱　業		25.32	12.66	10.8	0.00	0.00	0.00	12.66	0.00	0.00	12.66	0.00	79
建設業		7.81	7.62	4.9	1.13	0.91	2.41	1.54	0.54	0.36	0.86	0.68	22,037
運輸交通業	道路旅客運送業・その他	2.16	2.93	-	0.62	0.93	0.31	0.00	0.31	0.31	0.15	0.31	6,483
	道路貨物運送業	9.57	9.51	-	1.65	1.65	2.82	2.62	1.38	1.58	0.83	1.10	14,517
	[　運輸交通業計　]	7.29	7.48	7.0	1.33	1.43	2.05	1.81	1.05	1.19	0.62	0.86	21,000
貨物取扱業		8.13	8.13	-	1.63	4.07	2.44	2.44	2.44	0.81	1.63	0.81	1,230
農　業		6.42	3.42	5.9	0.86	0.86	0.43	0.86	0.00	0.00	0.00	0.43	2,336
林　業		36.23	57.97	24.7	14.49	7.25	0.00	7.25	14.49	7.25	0.00	7.25	138
水産・畜産業		64.25	54.00	-	11.88	9.72	19.98	15.66	11.34	6.48	2.16	4.32	1,852
その他の事業		6.41	1.98	-	0.69	0.53	0.13	0.22	0.31	0.38	0.10	0.11	352,651
（内　医療保健業）		24.17	1.88	-	0.30	0.42	0.06	0.06	0.33	0.51	0.06	0.03	33,051
（内　社会福祉施設）		23.88	3.87	-	1.27	0.82	0.13	0.29	0.98	1.30	0.11	0.13	37,682
（内　清掃業）		7.14	6.04	-	2.75	2.20	0.66	1.10	0.77	0.44	0.66	0.55	9,104
（内　商　業）		1.84	1.81	2.2	0.64	0.44	0.15	0.23	0.25	0.32	0.13	0.13	111,715
（内　接客娯楽業）		2.43	1.97	2.8	0.93	0.64	0.15	0.15	0.29	0.11	0.02	0.09	45,242
*** 合　計 ***		6.19	3.24	2.7	0.83	0.67	0.41	0.43	0.44	0.45	0.36	0.40	513,310

$$千人率＝\frac{労働災害による死傷者数}{労働者数}\times 1000$$

※死傷者数は「労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）による。
※労働者数は、総務省統計局「経済センサス－基礎調査（2014年）」について、業種区分を組み替えたものを用いた。ただし、水産・畜産業については業種区分の組み替えが困難なため、本統計作成時点で滋賀労働局で把握している労働者数を用いた。
※全国の年千人率は厚生労働省「職場のあんぜんサイト」による。

6 業種別・事業場規模別労働災害発生状況（令和4年）

業種 ＼ 事業場規模		～9人	10人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人～	合計
製造業	食料品製造業	4	8	8	11	32	19	82
	繊維工業	1	5	3		10		19
	衣服・その他の繊維製品製造業	2		2	2			6
	木材・木製品製造業	6	3	2		1	1	13
	家具・装備品製造業		2		2	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業		9	2	3	(1) 5		(1) 19
	印刷・製本業			1	1	4		6
	化学工業	4	11	6	(2) 12	14	6	(2) 53
	窯業土石製品製造業	5	4	2	5	3	3	22
	鉄鋼業				1			1
	非鉄金属製造業		3	2	1	1		7
	金属製品製造業	8	19	15	11	7		60
	一般機械器具製造業	2	8	3	7	7	19	46
	電気機械器具製造業		1	3	9	11	20	44
	輸送用機械器具製造業	2	7		1	13	11	34
	電気・ガス・水道業				1			1
	その他製造業	6	7	2	3		1	19
	[製造業計]	40	87	51	(2) 70	(1) 109	81	(3) 438
鉱業		1	1					2
建設業	土木工事業	20	(1) 13	2	1	1	1	(1) 38
	建築工事業	(1) 59	20	2	2	1		(1) 84
	(内 木造家屋建築工事業)	23	4					27
	その他の建設業	30	6	6	6	1	1	50
	[建設業計]	(1) 109	(1) 39	10	9	3	2	(2) 172
運輸交通業	道路旅客運送業・その他	2	4		2	6		14
	道路貨物運送業	10	(1) 54	37	(1) 28	8	2	(2) 139
	[運輸交通業計]	12	(1) 58	37	(1) 30	14	2	(2) 153
貨物取扱業			4	1	3	2		10
農業		5	2	2	6			15
林業		4	1					5
水産・畜産業		5	87	4	15	8		119
その他の事業		(1) 184	(1) 461	(1) 215	(1) 303	562	536	(4) 2261
(内 医療保健業)		38	55	7	9	206	484	799
(内 社会福祉施設)		47	258	121	207	266	1	900
(内 清掃・と畜業)		17	(1) 23	10	10	2	3	(1) 65
(内 商業)		(1) 47	43	(1) 38	26	46	5	(2) 205
(内 接客娯楽業)		20	34	24	11	19	2	110
*** 合計 ***		(2) 360	(3) 740	(1) 320	(4) 436	(1) 698	621	(11) 3175

（ ）内は死亡者数を内数で表示

7　業種別･署別労働災害発生状況　（労働者死傷病報告に基づく）（休業4日以上）　発生期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日　令和5年3月末日（確定）　　滋 賀 労 働 局

	滋賀全体				大津署				彦根署				東近江署				新型コロナウイルス感染症		
	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減
食料品製造業	82	72	+ 10	+ 13.9	39	34	+ 5	+ 14.7	16	22	- 6	- 27.3	27	16	+ 11	+ 68.8			±0
繊維工業	19	25	- 6	- 24.0	11	5	+ 6	+ 120.0	5	13	- 8	- 61.5	3	7	- 4	- 57.1	7	9	- 2
衣服･その他の繊維製品製造業	6	2	+ 4	+ 200.0	2	1	+ 1	+ 100.0	3	1	+ 2	+ 200.0	1		+ 1	+ 100.0	1		+ 1
木材･木製品製造業	13	19	- 6	- 31.6		4	- 4	- 100.0	11	8	+ 3	+ 37.5	2	7	- 5	- 71.4			±0
家具･装備品製造業	6	6	±0	±0	2		+ 2	+ 200.0	2	2	±0	±0	2	4	- 2	- 50.0	1		+ 1
パルプ･紙･紙加工品製造業	(1) 19	15	+ 4	+ 26.7	(1) 10	7	+ 3	+ 42.9	3	4	- 1	- 25.0	6	4	+ 2	+ 50.0			±0
印刷･製本業	6	(1) 6	±0	±0	1		+ 1	+ 100.0	3	3	±0	±0	2	(1) 3	- 1	- 33.3			±0
化学工業	(2) 53	(1) 51	+ 2	+ 3.9	(2) 12	11	+ 1	+ 9.1	16	18	- 2	- 11.1	25	(1) 22	+ 3	+ 13.6	4		+ 4
窯業土石製品製造業	22	(1) 22	±0	±0	2	4	- 2	- 50.0	4	9	- 5	- 55.6	16	(1) 9	+ 7	+ 77.8			±0
鉄鋼業	1	8	- 7	- 87.5	1	2	- 1	- 50.0			±0	±0		6	- 6	- 100.0			±0
非鉄金属製造業	7	6	+ 1	+ 16.7	3	1	+ 2	+ 200.0	2	1	+ 1	+ 100.0	2	4	- 2	- 50.0		2	- 2
金属製品製造業	60	66	- 6	- 9.1	10	7	+ 3	+ 42.9	15	19	- 4	- 21.1	35	40	- 5	- 12.5	5	8	- 3
一般機械器具製造業	46	(1) 84	- 38	- 45.2	10	17	- 7	- 41.2	20	(1) 18	+ 2	+ 11.1	16	49	- 33	- 67.3		40	- 40
電気機械器具製造業	44	40	+ 4	+ 10.0	19	24	- 5	- 20.8	12	6	+ 6	+ 100.0	13	10	+ 3	+ 30.0	2	6	- 4
輸送用機械器具製造業	34	60	- 26	- 43.3	3	10	- 7	- 70.0	15	13	+ 2	+ 15.4	16	37	- 21	- 56.8	6	34	- 28
電気･ガス･水道業	1	2	- 1	- 50.0	1	2	- 1	- 50.0			±0	±0			±0	±0			±0
その他製造業	19	(1) 32	- 13	- 40.6	8	16	- 8	- 50.0	4	(1) 5	- 1	- 20.0	7	11	- 4	- 36.4			±0
[‥　製造業計　‥]	(3) 438	(5) 516	- 78	- 15.1	(3) 134	145	- 11	- 7.6	131	(2) 142	- 11	- 7.7	173	(3) 229	- 56	- 24.5	26	99	- 73
‥鉱業‥	2	1	+ 1	+ 100.0			±0	±0	1		+ 1	+ 100.0	1	1	±0	±0			±0
土木工事業	(1) 38	(1) 42	- 4	- 9.5	(1) 21	(1) 32	- 11	- 34.4	9	6	+ 3	+ 50.0	8	4	+ 4	+ 100.0		7	- 7
建築工事業	(1) 84	68	+ 16	+ 23.5	35	36	- 1	- 2.8	21	8	+ 13	+ 162.5	(1) 28	24	+ 4	+ 16.7	2	13	- 11
(内　木造家屋建築工事業)	27	20	+ 7	+ 35.0	9	18	- 9	- 50.0	9	2	+ 7	+ 350.0	9		+ 9	+ 900.0		6	- 6
その他の建設業	50	58	- 8	- 13.8	30	17	+ 13	+ 76.5	13	37	- 24	- 64.9	7	4	+ 3	+ 75.0	3	30	- 27
[‥　建設業計　‥]	(2) 172	(1) 168	+ 4	+ 2.4	(1) 86	(1) 85	+ 1	+ 1.2	43	51	- 8	- 15.7	(1) 43	32	+ 11	+ 34.4	5	50	- 45
道路旅客運送業･その他	14	19	- 5	- 26.3	10	13	- 3	- 23.1	3	2	+ 1	+ 50.0	1	4	- 3	- 75.0	2	7	- 5
道路貨物運送業	(2) 139	138	+ 1	+ 0.7	(1) 59	57	+ 2	+ 3.5	(1) 23	30	- 7	- 23.3	57	51	+ 6	+ 11.8		5	- 5
[‥　運輸交通業計　‥]	(2) 153	157	- 4	- 2.5	(1) 69	70	- 1	- 1.4	(1) 26	32	- 6	- 18.8	58	55	+ 3	+ 5.5	2	12	- 10
‥　貨物取扱業　‥	10	10	±0	±0	4	8	- 4	- 50.0	3		+ 3	+ 300.0	3	2	+ 1	+ 50.0			±0
‥　農　　業　‥	15	8	+ 7	+ 87.5	12	5	+ 7	+ 140.0	1	1	±0	±0	2	2	±0	±0	5		+ 5
‥　林　　業　‥	5	8	- 3	- 37.5	3	2	+ 1	+ 50.0	1	3	- 2	- 66.7	1	3	- 2	- 66.7			±0
‥　水産･畜産業　‥	119	100	+ 19	+ 19.0	92	82	+ 10	+ 12.2	1	1	±0	±0	26	17	+ 9	+ 52.9		3	- 3
‥　その他の事業　‥	(4) 2,261	(1) 697	+ 1,564	+ 224.4	(1) 1,126	406	+ 720	+ 177.3	(2) 597	(1) 139	+ 458	+ 329.5	(1) 538	152	+ 386	+ 253.9	1,634	62	+ 1,572
(内　医療保健業)	799	62	+ 737	+ 1,188.7	393	39	+ 354	+ 907.7	264	10	+ 254	+ 2,540.0	142	13	+ 129	+ 992.3	765	25	+ 740
(内　社会福祉施設)	900	146	+ 754	+ 516.4	431	100	+ 331	+ 331.0	211	22	+ 189	+ 859.1	258	24	+ 234	+ 975.0	780	15	+ 765
(内　清掃業)	(1) 65	55	+ 10	+ 18.2	(1) 36	30	+ 6	+ 20.0	18	12	+ 6	+ 50.0	11	13	- 2	- 15.4	4		+ 4
(内　商　業)	(2) 205	(1) 202	+ 3	+ 1.5	106	107	- 1	- 0.9	(1) 39	(1) 40	- 1	- 2.5	(1) 60	55	+ 5	+ 9.1	14	7	+ 7
(内　接客娯楽業)	110	89	+ 21	+ 23.6	51	44	+ 7	+ 15.9	28	25	+ 3	+ 12.0	31	20	+ 11	+ 55.0	5	7	- 2
*** 合　計 ***	(11) 3,175	(7) 1,665	+ 1,510	+ 90.7	(6) 1,526	(1) 803	+ 723	+ 90.0	(3) 804	(3) 369	+ 435	+ 117.9	(2) 845	(3) 493	+ 352	+ 71.4	1,672	226	+ 1,446
死亡災害発生状況																			
全　産　業	11	7	+ 4	+ 57.1	6	1	+ 5	+ 500.0	3	3	±0	±0	2	3	- 1	- 33.3			
製　造　業	3	5	- 2	- 40.0															
鉱　業			±0	±0															
建　設　業	2	1	+ 1	+ 100.0															
交通運輸事業			±0	±0															
陸上貨物運送事業	2		+ 2	+ 200.0															
林　業			±0	±0															
商　業	2	1	+ 1	+ 100.0															
その他の事業	2		+ 2	+ 200.0															

※増減率は、パーセントで表示
（ ）内は、死亡者数で内数で示す
新型コロナウイルス感染症は、統計対象期間中に報告のあった
労働者死傷病報告書の件数

８　業種別・事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告に基づく）（死亡または休業4日以上）　発生期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日　令和5年3月末日〔確定〕　滋賀労働局

業種＼事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
食料品製造業	3	30	3	1	3	2	19	7			3				1				10			82
繊維工業	2						8													9		19
衣服・その他の繊維製品製造業	1	1			1		2													1		6
木材･木製品製造業				1			4	7	1													13
家具･装備品製造業		1		1			2	1												1		6
パルプ･紙･紙加工品製造業	2	4					6												7			19
印刷･製本業		1					3	2														6
化学工業	6	16	3	1	1	2	12			1		1					1		5	4		53
窯業土石製品製造業	4	5		3	1		5	1											3			22
鉄鋼業		1																				1
非鉄金属製造業		1					3				1								2			7
金属製品製造業	3	8	4	7	1	4	19	5				1							3	5		60
一般機械器具製造業	1	5	4	2	2	2	14	1			2	1	1						11			46
電気機械器具製造業		16	2	1	1	1	7	2			1								9	3	1	44
輸送用機械器具製造業		8	1	1	1	3	5	1			2								4	7	1	34
電気･ガス･水道業	1																					1
その他の製造業	2	6	1	2	1	1	2	1			1								2			19
［・・　製造業計　・・］	25	103	18	20	12	15	111	28	1	1	10	3	1		1		1		56	30	2	438
・・　鉱　業　・・					1		1															2
土木工事業	9	5	1	3	2	1	8	2			1						2		3	1		38
建築工事業	33	12	6	8	1	1	6	7	2				1						5	2		84
（内　木造家屋建築工事業）	11	3	2	3	1		1	4											2			27
その他の建設業	11	8	2	2	1	3	5	5	1				2				3		4	3		50
［・・　建設業計　・・］	53	25	9	13	4	5	19	14	3		1		3				5		12	6		172
道路旅客運送業･その他	2	4	2				1										1		2	2		14
道路貨物運送業	41	24	16	7	3	4	12	3									7		20	2		139
［・・ 運輸交通業計 ・・］	43	28	18	7	3	4	13	3									8		22	4		153
・・　貨物取扱業　・・	3	2					2												3			10
・・　農　業　・・	1	2	1			2		1			1	1								6		15
・・　林　業　・・		2				1													2			5
・・　水産･畜産業　・・	37	22	6			27	4	1									1		21			119
・・　その他の事業　・・	47	243	39	18	4	32	34	38		1	21						26		109	1,647	2	2,261
(内　医療保険業)	2	10	4		1	4	2												11	765		799
(内　社会福祉施設)	5	48	4	1		8	4	2			1						3		37	787		900
(内　清掃業)	6	25	4	2		4	6	3			2						1		7	5		65
(内　商　業)	17	71	14	9		6	14	14		1	5						7		28	18	1	205
(内　接客娯楽業)	7	42	7	3	1	4	1	16			9						2		13	5		110
***　合　計　***	209	427	91	58	24	86	184	85	4	2	33	4	4		1		41		225	1,693	4	3,175

9　業種別・起因物別労働災害発生状況（労働者死傷病報告に基づく）（死亡または休業4日以上）　発生期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日　令和5年3月末日〔確定〕　滋賀労働局

業種＼起因物	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置・設備	仮設物・構築物・建築物	危険物・有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	計
食料品製造業		1				18			4						1	11	8	2	21	2	3	3	5	2	1		82
繊維工業						8											1							9	1		19
衣服・その他の繊維製品製造業						2													2			1		1			6
木材･木製品製造業			5		1	1		1								1		1			3						13
家具･装備品製造業			1					1	1								1				1			1			6
パルプ･紙･紙加工品製造業						3			2								2		3		2	3	1		3		19
印刷･製本業		1	1			1			1												1		1				6
化学工業		1			2	9			5	1				1		2	7	2	8	1		5	3	4	2		53
窯業土石製品製造業						2		1	2								3		3	1	3	2	4		1		22
鉄鋼業																			1								1
非鉄金属製造業					2				1								1	1			1		1				7
金属製品製造業					11	2		4	4	1			3		1	5	5		1	1	15	2		5			60
一般機械器具製造業		1	1		6	5			3						1	5	5	2	3	3	3	4	2		2		46
電気機械器具製造業			1		2	4		1	2							2	7		11	1	3	1	3	2	4		44
輸送用機械器具製造業					2	3			3				2			3	4	2	1	1	4		2	6		1	34
電気･ガス･水道業																		1									1
その他の製造業			1			1			4	1						1	4		1		2	2	1	1			19
［・・　製造業計　・・］		4	10		26	59		8	32	3			5	1	3	30	48	11	55	10	41	23	23	31	14	1	438
・・　鉱　業　・・									1														1				2
土木工事業			1	9		1		1	4	1							2		9		4		6				38
建築工事業			6	2				4	5	1						5	10	3	32		9		5	2			84
（内　木造家屋建築工事業）			4	1				2	1							2	3		11		2		1				27
その他の建設業				3	2	1		1	5	2					2	3	4	3	13		2	1	4	3	1		50
［・・　建設業計　・・］			7	14	2	2		6	14	4					2	8	16	6	54		15	1	15	5	1		172
道路旅客運送業･その他		1								3							1		5					3	1		14
道路貨物運送業								3	64	4						3	12	3	15		7	8	12	1	7		139
［・・ 運輸交通業計 ・・］		1						3	64	7						3	13	3	20		7	8	12	4	8		153
・・　貨物取扱業　・・									2								4		1		1	1	1				10
・・　農　業　・・			1	1		1													2	1	1		2	6			15
・・　林　業　・・			1																1		1		1		1		5
・・　水産･畜産業　・・										1						2	1		4			1	109		1		119
・・　その他の事業　・・			2	1	2	18		4	24	46					1	36	90	20	157	5	6	31	83	1,686	48	1	2,261
（内　医療保険業）																2	9	4	7			2	3	768	4		799
（内　社会福祉施設）						3				7					1	5	15	3	30				13	809	14		900
（内　清掃業）					1	4			8	2						4	8	3	13	1		5	8	6	2		65
（内　商　業）			1			7		4	10	12						14	29	6	47		2	17	23	21	12		205
（内　接客娯楽業）				1		1			1	5						5	22	2	29	3	3	3	15	13	7		110
***　合　計　***		5	21	16	30	80		21	137	61			5	1	6	79	172	40	294	16	72	65	247	1,732	73	2	3,175

第13次労働災害防止推進計画概要

資料2

滋賀労働局

計画の目標

計画期間：平成30年度（2018年度）から2022年度までの5か年

死亡災害

○　死亡災害は一度発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ

「死亡者ゼロ」を目指す。

死傷災害

○　全体の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5％以上減少

○　道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率※で5％以上減少

※　労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を指す

その他目標

○　メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（労働者数30人以上）の割合を80％以上

○　ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60％以上

○　第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛を2022年までに死傷年千人率で5％以上減少

8つの重点事項

（1）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

（2）過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

（3）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

（4）治療と仕事の両立支援の推進

（5）化学物質等による健康障害の防止対策の推進

（6）企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

（7）安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進

（8）滋賀県民の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

（1）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止　等

（2）過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保措置の推進
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進　等

（3）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
  - 第三次産業、道路貨物運送事業などの業種対策
  - 転倒災害の防止、腰痛や熱中症の予防、交通労働災害対策
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止　等

（4）治療と仕事の両立支援の推進

- 事業者団体、労働組合、医療機関などの関係者との緊密な連携による環境整備
- 企業と医療機関の連携の促進　等

（5）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策　等

（6）企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業単位の安全衛生の取組みの推進
- 企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組
- 業界団体、災防団体等による安全衛生の取組
- 地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化　　等

（7）安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 各事業場における安全衛生管理組織の強化
- 安全衛生教育等の実施　　等

（8）滋賀県民の安全・健康意識の高揚

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 安全衛生への取組みを行った事業場が評価されるような環境の構築
- 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚
- 積極的な広報活動の展開　　等

資料3

第１４次労働災害防止推進計画（滋賀版）のポイント

計画期間

2023年度（令和５年度）から2027年度（令和９年度）までの５か年の中期計画とする。

計画の目標

「ゼロ災滋賀」を合言葉に滋賀労働局管内の事業者、労働者、滋賀労働局及び労働基準監督署等（以下、滋賀労働局等という。）の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成を目指す。

アウトプット指標・アウトカム指標

『**アウトプット指標**』…計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、滋賀労働局等はその達成を目指し、本計画の進捗状況を把握するための指標とするもの。

『**アウトカム指標**』……事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項で、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とするもの。

※滋賀労働局では計画に基づく取組が着実に実施されるよう、2023年度から隔年で実施する安全衛生管理自主点検等により、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。

※アウトカム指標に示す2022年の労働災害発生状況等の数値は2023年1月末の集計値です。

重点事項　～７つの柱～

事業者は、以下の重点事項ごとの具体的な安全衛生対策、産業保健活動に自発的に取り組むために必要な安全衛生管理体制を確保した上で、労働安全衛生コンサルタントの活用等により主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むものとする。

1 業種別の労働災害防止対策の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

5 労働者の健康確保対策の推進

6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

7 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

具体的なアウトプット指標・アウトカム指標
事業者の取組内容等は次ページから

～アウトプット指標、アウトカム指標って？～

行政活動の成果を評価する指標で「アウトプット指標」は具体的な行政活動を実際どのくらい行うかの目標を示し、「アウトカム指標」はそれにより具体的な成果につながったのか確認するための指標となる。警察行政で例えると『飲酒運転ゼロ』を達成するため、アウトプット指標に『パトロール回数を〇回以上』とした場合、アウトカム指標は『飲酒運転件数の減少』となるが、パトロール実施が飲酒運転件数の減少につながっていない場合は、アウトプット指標の見直し等の検討が必要となる。

STOP!ワースト４災害
ゼロ災滋賀の理念とともに

滋賀労働局・大津・彦根・東近江労働基準監督署

（R5.3 作成）

重点事項１　業種別の労働災害防止対策の推進（製造業・建設業）

製造業

アウトプット指標

■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上にする。

① はさまれ・巻き込まれなどによる危険性のある機械等に対する「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの適切な実施

② はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するための安全な作業手順の見える化と作業手順の遵守に向けた定期的な安全衛生教育の実施

③ 機能安全の推進により機械等の安全水準の向上による合理的な代替措置による安全対策の推進

アウトカム指標

■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
（ 2022年 106人 → 2027年 目標100人以下 ）

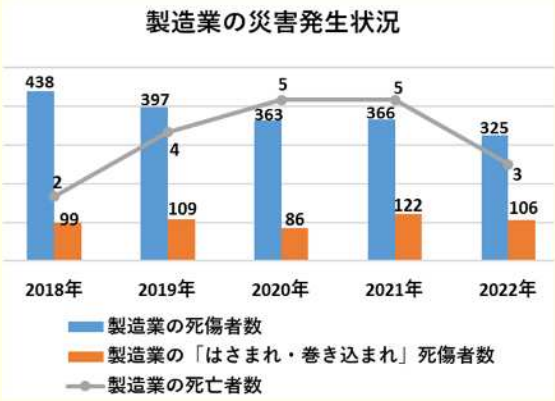

【製造業の現場における安全・労災防止対策好事例集】

（彦根署版）

（東近江署版）

【機械の包括的な安全基準に関する指針】
（職場の安全サイト掲載ページ）

建設業

アウトプット指標

■ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上にする。

① 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確　実な使用及びはしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施

② 墜落・転落災害防止に関するﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの実施

③ 脚立・はしご等の法令に適合する設備の使用、作業時の保護具着用の徹底、適切な使用方法の安全衛生教育の実施

④「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とそれに応じた措置の適切な実施

⑤「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の実施

アウトカム指標

■ 死亡者数を2027年までにゼロとする。
（ 2018年 2人´19年 2人´20年 6人´21年1人´22年2人）

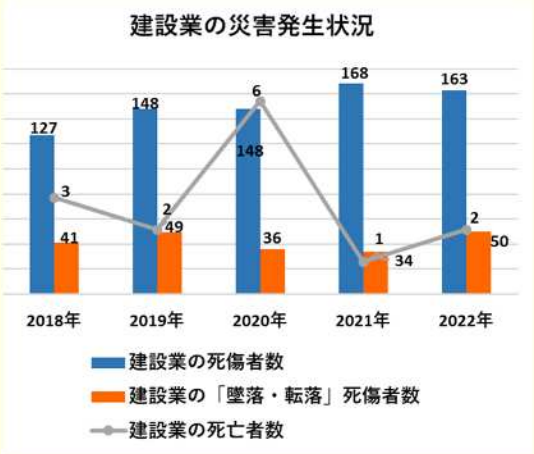

【リスクアセスメントの実施支援システム】
（職場の安全サイト）

15の作業と汎用版のシートにより、リスクアセスメントが実施ができる無料の支援ツールです。

【はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！】

【はしご・脚立使用前ﾁｪｯｸﾘｽﾄ】

重点事項１　業種別の労働災害防止対策の推進（道路貨物運送業・林業）

道路貨物運送業

アウトプット指標

■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

①「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、荷台等からの墜落・転落災害・転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策の取組

②「職場における腰痛予防対策指針」を参考にした作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

アウトカム指標

■ 死傷者数を2022年と比較して2027年までに５%以上減少させる。
（ 2022年 125人 → 2027年目標 118人以下 ）

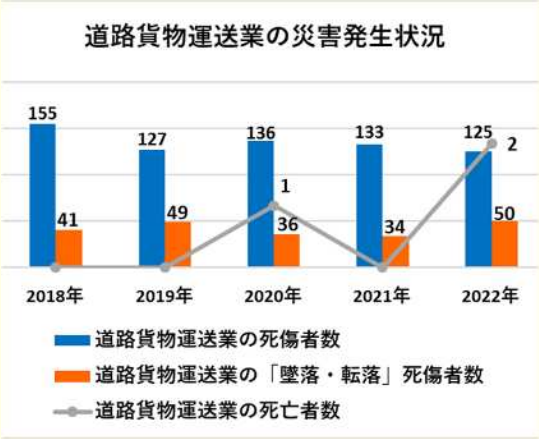

【陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン】

（パンフレット）

（全文）

【職場における腰痛予防対策指針】

（パンフレット）

（全文と解説）

【荷役災害防止設備等の事例集】

（陸災防版）

（日本労働安全衛生コンサルタント会版）

林業

アウトプット指標

■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

①「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の労働者への周知と理解の促進

② 上記のガイドラインに基づく、安全な伐倒方法、かかり木処理方法、保護具着用、緊急時の連絡体制等の整備と周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策の確実な実施

アウトカム指標

■ 林業の死亡者数ゼロを継続させる。
（ 2020年以降 死亡災害発生なし ）

【伐木作業等の安全対策の規制が変わります！】

平成31年の安全衛生規則の改正の主な内容をまとめたパンフレットです。

【チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル】（令和3年度厚生労働省委託事業）

【チェーンソによる伐木等作業の安全に関するガイドライン】

（概要版）

（全文）

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン】

（概要版）

（全文）

重点事項２ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる転倒災害を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
（ 2022年 転倒災害死傷者数 400人）
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
（ 第13次防期間中の平均休業見込日数45.3日）
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
（2022年 腰痛の死傷年千人率 0.45）

① 転倒災害が加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして極めて高い発生率となっているため対策を講ずべきリスクであることの認識とその取組の推進

② 筋力等を維持し転倒予防のための運動ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ導入及びスポーツ習慣化の推進

③ 非正規雇用労働者を含めた全労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施徹底

④「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

転倒災害防止関連資料

【STOP！ワースト４災害　転倒災害はここで起きた！！】（小売版）

滋賀県内の小売業・社会福祉施設で実際に転倒災害が発生した場所・発生時の行動、転倒災害防止ポイント、安全教育に利用できる動画等も紹介しています。

（社福版）

重点事項３　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（＝エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

①「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組の推進

② 転倒災害対策が対策を講ずべきリスクであることを認識した上での取組の推進

③ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルス（「事業場における労働者の健康保持増進のための指針＝THP指針」）の推進

アウトカム指標

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
（2022年60歳代以上の死傷年千人率 男2.53 女 3.39）

エイジフレンドリーガイドライン関連資料

【パンフレット】

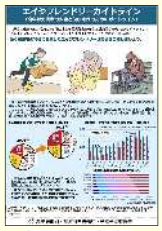

【具体的な取組内容（抜粋）】

(1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施する。

(2) 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施する。

【高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト】

【転倒等リスク評価ｾﾙﾌﾁｪｯｸ票】

コラボヘルス関連資料（THP指針）

【改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)パンフレット】

【データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン】

重点事項４　多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

① コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けた、テレワークを行う際のメンタルヘルス対策、作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」、労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく労働者の安全と健康確保への取組

② 外国人労働者に対する安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施、健康管理への取組

アウトカム指標

■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
（ 2022年 外国人労働者の死傷年千人率 4.11(全体 2.52 ））

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

（パンフレット）　（全文）

副業・兼業の促進に関するガイドライン

（わかりやすい解説）　（全文）

外国人労働者の安全衛生教育に活用できる資料

【まんがでわかる安全衛生と労災防止の基本】

11言語に対応。他にも8業種と業種共通の教材など複数の種類があります。

（教材）　（動画）

【厚生労働省HP外国人労働者の安全衛生対策】

未熟練労働者に対する教育マニュアル、複数言語に対応した各種教育資材、技能講習補助教材など幅広い情報を掲載しています。

重点事項５　労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

アウトプット指標

■ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

① 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づく
- 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- 年次有給休暇の確実な取得促進
- 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定改善

② 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者への医師による面接指導、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援の実施勧奨

アウトカム指標

■ 一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）の年間所定外労働時間数を2027年までに2022年と比較して減少させる。
（ 2022年 年間所定外労働時間数 182.4時間 ）

過重労働による健康障害防止関連

【過重労働による健康障害を防ぐために】

時間外労働の上限規制や長時間労働者に対する医師の面接指導制度等の事後措置についてまとめたパンフレットです。

働き方・休み方改善関連

【働き方・休み方改善ポータルサイト】

事例検索、課題別の対策、支援策、セミナー情報など労働者の働き方･休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。勤務間インターバル制度についても解説しています。

重点事項５　労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

アウトプット指標

■ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

メンタルヘルス対策

①ストレスチェックの実施及び集団分析を行い、職場環境の改善まで行うことで、メンタル不調の予防を強化する。

②「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組など職場におけるハラスメント防止対策への取組

産業保健活動の推進

① 事業場に応じた必要な産業保健スタッフの確保、労働者への必要な産業保健サービスの提供、産業保健スタッフが必要な研修等を受けるための体制整備

② 治療と仕事の両立支援に関して、支援が必要な労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備

③ 産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターの積極的な活用による治療と仕事の両立支援

アウトカム指標

■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

【事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針】

【2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！】

（詳細版）

（簡略版）

【治療と仕事の両立支援 滋賀県内の相談窓口】

滋賀県内の両立支援に係る相談窓口を集めました。

重点事項６ 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症・騒音）

アウトプット指標

■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

①「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえた暑さ指数の把握、その値に応じた熱中症予防対策の適切な実施

② 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施、衛生管理者などを中心とした管理体制の整備、発症時・緊急時の措置確認と周知、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用検討

③ 労働者は、熱中症予防のための日常の健康管理、暑熱順化後の作業、定期的な水分・塩分の摂取、異変を感じた際の躊躇なき申出

④ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の取組

アウトカム指標

■ 増加が見込まれる熱中症による期間中の死亡者数をゼロとする。
(参考:2018年 0人´19年 0人´20年 1人´21年1人´22年1人)

熱中症予防対策関連

【学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報サイト】

職場における熱中症の死傷災害の特徴、導入しやすい熱中症予防対策事例、労働衛生教育に活用できる無料動画も豊富に用意されている総合サイトです。

【熱中症予防のために】

14の外国語に対応したパンフレット

【職場における熱中症予防基本対策要綱】全文→→

騒音障害防止のためのガイドライン

重点事項６　化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標

■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の２に基づくラベル表示・安全データシート（以下「ＳＤＳ」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

■ 労働安全衛生法第57条の３に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

化学物質による健康障害防止対策

化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の事項の的確な実施

① 化学物質を製造する事業者は、リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・ＳＤＳの交付。ＳＤＳ交付にあたり、必要な保護具の種類も含めた「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載

② 化学物質を取り扱う事業者は、ＳＤＳ等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施

石綿、粉じんによる健康障害防止対策

① 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査の確実な実施

② 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施

③ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮についての周知

④ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害防止のため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守、第10次粉じん障害防止対策に基づく、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組の推進

⑤トンネル工事を施工する事業者は、トンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするための「ずい道等建設労働者健康管理システム」への労働者のじん肺関係の健康情報・有害業務従事歴等の登録

電離放射線による健康障害防止対策

① 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組推進

② 被ばく線量の測定結果の記録等の保存についての管理徹底

アウトカム指標

■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止推進計画期間（34件）と比較して、2023年から2027年までの５年間で、５%以上減少させる。

【モデルラベル・モデルSDS情報】

職場のあんぜんサイト内でGHS及び安全衛生法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。

【労働安全衛生法の新たな化学物質規制パンフレット】

【石綿総合情報ポータルサイト】

石綿事前調査結果報告システム、講習会、映像教育教材のほか、事前調査者に必要な要件などの法令情報も掲載しています。

重点事項７　個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、厚生労働省における「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の議論等を通じて提供される注文者等による保護措置のあり方等から、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。
（※アウトプット指標、アウトカム指標の設定はなし）

一人親方等の健康障害防止のため、有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課すため11 省令が改正されました。

「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の情報はこちら↓

労働災害防止計画とは…

労働安全衛生法（労働災害防止計画の策定）
第６条　厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた、労働安全衛生法第６条に基づき策定される５年間の中期計画です。厚生労働省は、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた 2023年 4 月～ 2028年 3 月までの 5 年間を計画期間とする「第 14 次労働災害防止計画」を2023年3月8日に策定しました。

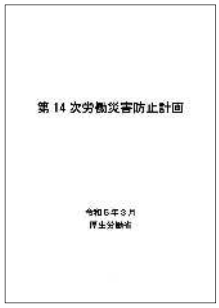

厚生労働省版
全文はこちら

滋賀労働局が策定した第14次防は、法律に基づく厚生労働省版の**「推進計画」**という位置付けです。
「推進計画」のより詳しい内容は、滋賀労働局ホームページもしくは滋賀労働局健康安全課、県内３つの労働基準監督署までお問合せをお願いします。

滋賀県内の労働災害発生状況について

滋賀県内では、近年、労働災害の事故の型別で**「転倒」「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」**の４つの災害（**＝ワースト４災害**）**で全災害の60%以上**を占めていることから、滋賀労働局では**「STOP！ワースト４災害」**を合言葉に重点的な防止対策をこれからも推進します。詳しい労働災害の発生状況は右QRコードから滋賀労働局ホームページにアクセスいただき、ぜひご確認願います。

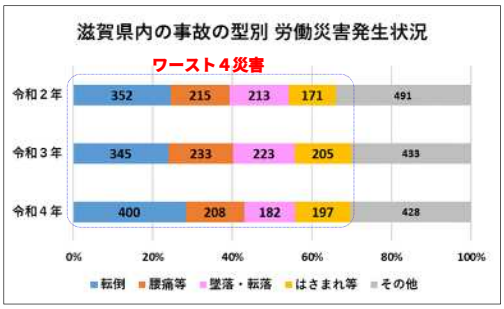

滋賀労働局労働基準部健康安全課　TEL 077 (522) 6650
大津労働基準監督署　TEL 077 (522) 6678
彦根労働基準監督署　TEL 0749 (22) 0654
東近江労働基準監督署　TEL 0748 (41) 3366

STOP!ワースト４災害
ゼロ災滋賀の理念とともに